

平成30（2018）年度大阪市立大学大学院法学研究科 前期博士課程（修士課程）社会人特別選抜学生募集要項

趣 旨

平成16年度に、大阪市立大学大学院法学研究科に法曹養成専攻（法科大学院）を設置したことに伴い、従来の民事法専攻と公法学専攻を「法学政治学専攻」の1専攻に統合し、指導教員や隣接科目担当教員だけでなく、多様な領域の教員からもきめ細かな教育指導を受けられるようにしました。

また、法学研究科では、平成7年度より、前期博士課程の入試選抜方式を多様化し、研究者を志望する者だけではなく、法律・政治・行政に関連した職業その他の社会的実務経験を有する社会人にも、これまでより広く入学の道を開くことにしています。

社会人の受講の便宜を考慮して、正規の授業時間以外の時間帯にも研究指導を行うなどの措置は講じますが、講義そのものは一般の大学院生と共通です。

アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

- ・ 法学的・政治学的問題に豊かな関心を持ち、解決策を模索する強い意志を持つ人
- ・ 実務経験の中で生じる問題を、法学的・政治学的観点から考察しようとする意志を持つ人
- ・ 法学・政治学の高度の研究を遂行するために不可欠な基礎的知識を持つ人
- ・ 自己の見解を論理的に構築・展開して、相手に説明し正当化する能力を持つ人

※ ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについては、以下をご参照ください。

http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/admissions/admission_policy/



修 業 年 限

前期博士課程（修士課程）の標準修業年限は2年です。

本研究科には後期博士課程（標準修業年限3年）が設けられており、専攻の種類は前期博士課程と同様です。ただし、社会人のための特別コースは設けていません。前期博士課程を修了し、引き続き後期博士課程に進学を希望する者は、所定の試験に合格しなければなりません。

なお、本研究科では、職業を有する、又は育児や介護等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを認める長期履修学生制度があります。詳しくは学生サポートセンター法学研究科教務担当にお問い合わせください。

1 募 集 人 員

専 攻	入学定員	募集人員
法学政治学	15名	若干名

注 学力試験の成績により合格者を出さない場合があります。

2 出願資格

平成30年3月31日現在において、**A及びBの両条件**を満たす者。

A 次のいずれかに該当すること。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が別に定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (7) 昭和28年文部省告示第5号をもって文部科学大臣の指定した者
- (8) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって出願資格（5）の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (11) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で22歳以上のもの

B 上記、A(1)～(8)の資格取得後に、3年以上の職業その他の社会的実務経験を有すること。

注1 出願資格A(8)により出願しようとする者は、平成29年6月30日（金）までに大学運営本部入試室までお問い合わせください。

2 出願資格A(9)から(11)により出願しようとする者は、出願資格の認定のため、「出願資格審査申請書」などの提出を必要としますので、事前に学生サポートセンター法学研究科教務担当に申し出の上、**平成29年7月6日（木）**までに必要書類を提出してください。

3 出願資格A(11)については、短期大学、高等専門学校、各種学校の卒業生など大学卒業資格を有していない者であっても、本研究科において個人の能力の個別審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めたものです。

3 事前相談

出願しようとする者は、願書に記入する前にできるだけ早く、研究指導教員等について、必ず学生サポートセンター法学研究科教務担当に相談してください。また、事前相談は教員の出張等の都合により出願に間に合わない場合がありますので、必ず平成29年7月21日（金）までに終わってください。

4 出願書類等

1	入学願書 (写真2枚)	<p>① 本学所定の用紙を用い、黒のボールペン(消せるボールペン等は不可)を使用し、本人が記入してください。</p> <p>② ※印の欄は記入しないでください。</p> <p>③ 受験票と写真票には、縦4cm×横3cmの同じ写真(上半身、無帽で出願日より3か月以内に撮影したもの)をそれぞれ貼ってください。</p> <p>④ 「志望専門分野名」欄の1に「大学院において専攻しようとする科目」を記入してください。</p> <p>⑤ 履歴欄には、高校卒業以降の学歴・職歴をもれなく記入してください。</p> <p>⑥ 出願後の記載の変更は認めません。</p>
2	卒業(見込)証明書	出身大学長、又は学部長等が作成したもの。(注) (出願資格A(9)から(11)により出願しようとする者は、不要です。)
3	成績証明書	出身大学長、又は学部長等が作成したもの。(注) (出願資格A(9)から(11)により出願しようとする者は、不要です。)
4	学位授与証明書 又は 学位授与申請受理証明書	出願資格A(2)に該当する者は、提出すること。(注)
5	研究計画書	本研究科所定の用紙に、①研究テーマ②研究指導を希望する教員の氏名③社会的実務経験の内容④研究の目的⑤研究計画(2,000~3,000字程度)を記入し、原本とも4部提出すること(パソコン等で作成も可)。
6	参考資料	自作の論文・著作・学会発表等がある場合は、提出してください。
7	出願資格認定書	出願資格A(9)から(11)により出願する者のみ提出。
8	受験票等 送付用封筒	本学所定の封筒に 362円 分の切手を貼り、受験票等送付先の郵便番号、住所及び氏名を記入したもの。
9	入学検定料	30,000円 郵便局の窓口で、本学所定の郵便振替払込票にて納付してください。 <6ページ 10注意事項(3)に該当する者以外には、既納の入学検定料は返還しません。>

(注) 旧姓(名)の証明書を使用する場合は、姓(名)が変わった理由を別紙に記載してください(様式任意)。

5 出願方法

出願しようとする者は、入学検定料を納付し、出願書類を取りそろえ、本学所定の出願封筒を使用し、下記の送付先に必ず**書留速達郵便**により送付してください。

出 願 期 間	送 付 先
<p>平成29年7月21日（金）～7月27日（木） 【27日17時必着】</p> <p>ただし、7月26日（水）以前の発信局（日本国内）消印のある「書留速達郵便」に限り、期限後に到着した場合でも受理します。また、最終日の15時から17時のみ入試室の窓口でも受け付けます。</p>	<p>〒558-8585 大阪市住吉区杉本3丁目3番138号 大阪市立大学 大学運営本部入試室 （学生サポートセンター2階）</p>

※ 出願の受付が完了した者には「受験票」及び「受験上の注意」を発送します。
 8月9日（水）頃発送の予定です。1週間経過しても到着しない場合は、学生サポートセンター法学研究科教務担当に連絡してください。

6 選抜方法

入学者選抜は、学力試験の成績及び出願書類の内容を総合して行います。学力試験会場は、本学杉本キャンパス（JR阪和線杉本町〔大阪市立大学前〕駅下車）です。

なお、詳細は、受験票を送付する際に通知します。受験の際には、必ず持参してください。

<学力試験>

入学者選抜は、研究計画書などの書類審査並びに下表の専門試験科目のうち大学院において専攻しようとする1科目に関する筆答試験（小論文形式）及び口述試験によって行います。

8月30日（水）	
9:00～10:30	13:00～
筆 答 試 験	口 述 試 験
下表の専門試験科目のうち、大学院において専攻しようとする科目を1科目。 （100点）	研究計画書及び筆答試験について行う。 （合否で判定する）

注1 実際の口述試験の開始時刻は、当日法学部棟2階事務室前に掲示します。

2 専門試験科目の筆答試験については「六法」1冊を貸与します。

専 門 試 験 科 目	法社会学、日本法制史、憲法、行政法、刑法、刑事訴訟法、民法、 商法（商法総則、会社法）、民事訴訟法、倒産法、労働法、国際法※、 国際経済法、国際私法、英米法、ドイツ法、アジア法（中国法）、欧州政治外交史、 政治学、政治学史、国際政治、行政学
--	---

※国際組織法を専攻しようとする者は、国際法を選択しなければなりません。

7 受験上・修学上の配慮を希望する者の出願について

障がい等を有する等の理由により、本学の受験上・修学上の配慮を希望する者は、平成29年7月6日（木）までに、学生サポートセンター法学研究科教務担当に申し出て相談してください。

なお、平成29年7月7日（金）以降においても、可能な限り対応いたしますが、できる限り7月6日（木）までに申し出てください。

8 合格者発表等

(1) 合格者発表

日 時	場 所
平成29年9月12日(火) 10:00~	学生サポートセンター メインホール

Webサイトでの合格者発表

大阪市立大学入試情報サイト (<http://daigakuju.jp/ocu-in-goukaku/>) に、合格者受験番号の一覧を掲載します。

掲載期間：平成29年9月12日(火) 10:00~9月18日(月・祝) 17:00

なお、「合格者受験番号一覧表」の送付を希望する者は、受験票送付時に同封されている「受験上の注意」で案内しますので、確認してください。

(2) 合格通知書

合格者発表日に、学生サポートセンター法学研究科教務担当において、「合格通知書」及び「入学手続書類の交付について」をお渡しします。その際には「受験票」の提示が必要です。なお、合格者本人が書類の受け取りができない場合は、事前に学生サポートセンター法学研究科教務担当へ連絡してください。

(3) 入学手続

日 時 平成30年3月23日(金) 10:00~15:00 (ただし12:00~12:45を除く)
場 所 **入学手続の場所は、別途合格者に通知します。**

9 学 費

金額は次のとおりですが、平成30年度入学者の金額については変更されることがあります。

入 学 料	納 付 区 分	「大阪市民及びその子」 注	222,000 円
		「その他の者」	382,000 円
授 業 料		年間	535,800 円

なお、在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定後の授業料が適用されます。

注1 「大阪市民及びその子」とは、入学者本人もしくは入学者本人と同一戸籍にある父又は母が、平成29年4月1日以前から引き続き大阪市内に住所を有する者をいい、「入学料納付区分認定」の手続を行う必要があります。日本国籍を有しない者も同一の要件です。

2 「大阪市民及びその子」に該当する者は、本学所定の「入学料納付区分認定願」及び「住民票などの公的書類(入学手続日の属する月の1日以降に交付を受けたもの)」を提出して入学料納付区分認定を受ける必要があります。詳細は、入学手続書類交付日にお渡しする「入学料・授業料」を必ず参照してください。なお、入学料納付区分認定を受ける者は、認定を受けてから入学料を納付してください。

※既納の納付金は、還付いたしません。

学費のうち入学料については徴収猶予、授業料については減免等の制度があります。

詳細については、本学Webサイト(ホーム » 教育・学生生活 » 授業料入学料・経済的支援制度・表彰制度 » 経済的支援制度 » 入学料徴収猶予について / 授業料減免・分納について)及び入学手続書類交付日にお渡しする「入学料徴収猶予の取扱いについて」及び「授業料減免・分納の取扱いについて」を参照してください。なお、入学料徴収猶予は6月末まで入学料の徴収を猶予する制度で、この制度を利用した者は入学辞退ができません。申請資格の有無及び申請時の提出書類等は、本学Webサイト

(<http://www.osaka-cu.ac.jp/>) で確認してください。

10 注意事項

- (1) 出願受理後の出願取り消しは一切認めません。
 - (2) 学力試験の結果に関する照会には応じません。
 - (3) 既納の入学検定料は次の事由以外では返還しません。
 - ・入学検定料を払い込んだが、出願しなかった場合
 - ・出願書類の不備等により受理されなかった場合
 - ・重複して入学検定料を払い込んだ場合
- ※ 返還の方法等は、出願期間最終日より1か月以内に大学運営本部入試室までお問い合わせください。
- (4) 入学願書に虚偽の記載をした場合、又は入学試験において不正行為をしたことが判明した場合は、入学決定後であっても、許可を取り消すことがあります。
 - (5) 本学では、出願・受験の過程において収集された個人情報について、入学試験・入学案内・入学手続関係・選抜方法研究・統計資料作成・本学での学生生活関連業務に関して必要とされる範囲で利用します。前述の業務以外で利用する場合は、必ず本人に了解を得た上で利用します。業務に必要な範囲で集められた個人情報を、第三者に提供することはありません。

過去の試験問題は、学生サポートセンター法学研究科教務担当で閲覧できます。
詳細は、学生サポートセンター法学研究科教務担当にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

〒558-8585 大阪市住吉区杉本3丁目3番138号

大阪市立大学 学生サポートセンター法学研究科教務担当

TEL : 06-6605-2303 月～金曜日（祝日及び休業日を除く） 9:00～17:00（ただし、12:00～12:45を除く）

FAX : 06-6605-2649



大学運営本部 入試室

(学生サポートセンター2階)

〒558-8585 大阪市住吉区杉本3丁目3番138号

平成29年6月発行